



1. 同級生の介助による車椅子利用者の傷害事故 について中学校を設置する市町村の損害賠償 責任が認められた事例

大阪地方裁判所平成元年 7 月 27 日判決
(判例時報 1333 号 128 頁、判例タイムズ 714 号 85 頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X1 (原告) は、腎臓機能障害 (身体障害者等級 1 級) により足が弱く歩行が困難であり、車椅子を利用している。X1 は、人工透析を週 3 日受けている。X2 (原告) は、X1 の父であり、X3 (原告) は、X1 の母である。Y は、A 市立 B 中学校 (以下、「本件中学校」) を設置する A 市である。

2 本件中学校入学前の学校側の事情聴取及び判断

X1 は、昭和 60 年 4 月に本件中学校に入学した。それに先立ち、本件中学校の校長は、X1 を普通学級に受け入れ可能かどうかを決めるため、同年 2 月、A 養護教諭 (以下、「A 教諭」) を X1 が通学する小学校に派遣し、A 教諭は、小学校の教諭から病状と介護状況について事情聴取し、その際 X1 の足が弱いことについて聴取したものの、足が弱いというのは単に脚力が弱いという意味であると理解し、骨が弱いという趣旨に理解していなかった。校長は、保護者の要望を聞くため、同月、A 教諭に母 X3 と面談させた。その際、A 教諭は、足が弱いことについて前述の理解をしたので、改めて問い直すことはしなかった。以上の事情聴取の結果、校長は、介護体制さえ整えれば普通学級に受け入れ可能と判断し、X1 を当面普通学級で受け入れること、介護体制についての具体的打合せは新年度の時間割が確定する 4 月 9 日の放課後の学年会ですることに決定した。校長は、小学校と母 X3 からの事情聴取により調査十分と判断して、X1 の担当医師に病状と取扱いに関する指示を聴取することはしなかった。

3 本件中学校入学後の校長の指示等

校長は、昭和 60 年 4 月 1 日、1 年の学年主任に対し、X1 のクラス担任は体力のある男性にすること、4 月 9 日の学年会までの X1 の介護は担任を中心に養護教諭が協力する旨指示した。校長は、2 日朝の職員朝礼で、前日担任に決まった B 教諭に介護体制が十分固まるまで中心になって介護にあたること、A、C 両養護教諭の協力をお願いしてもよいことを指示した。しかし、B 教諭は、前記の小学校と母 X3 から事情聴取した結果を知らされていなかった。同日の入学式の後、母 X3 は、B 教諭と会い、X1 は骨折しやすいので座席を窓際にして欲しい旨の申し入れをした。さらに B 教諭が X1 の車椅子を押して教室の前出入口から前向きに出たところ、母 X3 から後ろ向きに出して欲しい旨の指摘を受けた。

4 本件訴訟に至る経緯

B 教諭は、昭和 60 年 4 月 9 日朝の学活において、クラスの生徒全員に対し、午後の時間割は校内見学のオリエンテーションに変更されていることとその指導をし、X1 の移動については「先生が連れていく」と話した。昼休みになり、B 教諭は教室に来て、クラスの生徒全員に午後のオリエンテーションの説明をするとともに、X1 に対し「待ときや」といって職員室に戻った。午後 1 時 20 分ころ予鈴が鳴り、大部分の生徒はオリエンテーションのため運動場へ集合し、教室には X1 と数名の生徒が残るのみであった。入学式の日 X1 の車椅子を押した生徒 D は、帽子を取りに教室に戻った際、X1 に「連れていったろ」と声を掛けて車椅子のブレーキを外して前の出入口に向かって車椅子を押していった。X1 は「いいわ」と言って拒絶したものの、D はそのまま車椅子を押し、前向きのまま出入口から出ようとした。しかし、車椅子の前輪がレールに引っ掛かり、あわてた D がなおも押したため車椅子が上下に揺れ、X1 は前方に落ち廊下側にうつ伏せに倒れた。その結果、X1 は、両大腿骨骨折の傷害を受け、治療を受けたものの、両下肢全廃の状態での治癒の見込みはない。

X1 らは、Y に対し、生徒への指導監督義務、生徒の安全配慮義務、生徒の調査義務を怠ったとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づき損害賠償を請求した。

【 判 旨 】

1 過失の認定

「校長は障害をもった生徒を受け入れる場合、その病状等について小学校や両親、本人から事情を聴取するのみでなく必要に応じて医者からの診断書あるいは医者からの事情聴取をするべきで

あるところ、本件において、小学校及び母 X3 からの事情聴取の結果、X1 の病状が、人工透析で週三日欠席し、足が弱く車椅子を使用していることが判明したのであるから校長は担当の医者に事情を聞くなどして積極的に X1 の病状を知るための行為に出るべきでありかつそのことは自ら又は教諭を使ってもしくは両親を介して容易になしうることであったのに、小学校や母 X3 から事情を聴取したにとどまり、担当の医者から X1 の病状を聴取し、併せて X1 の取扱いについて助言を受ける方策を講じなかったのであり、この点に過失がある。」「本件事故は、この過失により、X1 の足の骨が人工透析により弱くなっており骨折し易いことについて十分認識していなかったことに起因するものと考えられる。」

「即ち、以下のとおり、X1 を受け入れるにつき対応の甘さが認められるが、これはすべて右の認識不足に帰せしめられる。」「担任の B 教諭は午後のオリエンテーションの移動についてクラス全員に対して『先生が連れていく』旨の発言をしたのみであり、その発言は生徒が好意で X1 の車椅子を押すことまでを禁止する趣旨であることは生徒に理解されがたく、更に校長、B 教諭あるいは A 教諭は、具体的に車椅子を生徒のみで押すことが危険であることを説明した上で生徒のみで押さないように指導しなかった。校長は X1 の介護の具体的な打合せは四月九日の放課後の学年会とする予定でありそれ以前は担任の B 教諭を中心に A、C 両養護教諭が協力して介護を行う予定であったが、B 教諭には小学校、母 X3 から得た情報さえも担当指名後直ちに伝達されることがなかったため入学式の日にも母 X3 から X1 の足の骨が弱く骨折しやすいことを聞いていたにもかかわらず前記のような指導にとどまった。」

2 結論

したがって、「Y は中学校教育という公権力の行使に当る校長が、その職務を行うにつき過失によって X1 に損害を加えた場合として国家賠償法一条に基づき損害を賠償する責任を負う。」

【 解説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、腎臓機能障害により車椅子を利用している X1 が同級生の介助により傷害事故を受けたことは、中学校長が X1 の足の骨が人工透析により骨折しやすいことを担当医師から聴取すべきにもかかわらずそれを行っていなかったことに起因するとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づく X1 らの損害賠償請求を一部認容した事例である。本判決は、障害者差別解消法制定前の事

例であり、しかも差別禁止の基本理念を定めた 2004 年の障害者基本法改正前の事例である。しかし、本判決は、学校が障害者を受け入れる場合に障害者の病状などの状態を正しく把握する調査義務を認めている点で、障害者差別解消法が求める学校による合理的配慮の提供に際して参考になろう。

2 合理的配慮の提供との関係

本判決によると、X1 の介助は、とりあえず担任を中心に養護教諭が協力するという体制になっていた。その意味で、X1 の中学校での就学を可能にするための合理的配慮の提供は、一応行われていたといえるかもしれない。

しかし、本判決によると、中学校長は、X1 の状態を小学校と母から聴取したものの、X1 の足の骨が人工透析により骨折しやすいという X1 の病状を担当医師から聴取しなかったため、生徒のみで X1 の車椅子を押すことは危険であり生徒だけで車椅子を押さないことを生徒に指導しなかった。その結果として、本判決は同級生の善意の介助による X1 の傷害事故が発生したとしている。したがって、中学校長は、X1 に対する合理的配慮の提供の前提として、X1 の病状などの状態を正しく把握する調査義務を怠っていたので、X1 の車椅子を後ろ向きに出し、先生が X1 の移動を介助するという合理的配慮の提供が徹底されていなかったといえる。

本判決によれば、学校が障害者に対する合理的配慮の提供を行う際には、障害者の病状などの状態を正しく把握する調査義務を負っているといえよう。このことは、障害者差別解消法が制定された現在においては、障害者の障害の状態に応じて提供される合理的配慮の個別性から要請されよう。



2. 進行性の筋ジストロフィー症を理由とする 高校入学不許可処分の取消しが認められた 事例

神戸地方裁判所平成4年3月13日判決
(行政事件裁判例集43巻3号309頁、判例時報1414号26頁)
(判例タイムズ780号141頁、判例地方自治94号18頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X(原告)は、進行性の筋ジストロフィー症(デュシェンヌ型筋ジストロフィー症)に罹患しており、車椅子を利用している。Y1(被告)は、A市立B高等学校(以下、本件高校)の長である。Y2(被告)は、本件高校を設置管理し、Y1を任用しているA市である。

C県教育委員会は、平成3年度におけるC県の公立高等学校の入学者の選抜について、「公立高等学校の入学者選抜について」と題する通知(以下、「選抜通知」)に則って、平成3年度C県公立高等学校入学者選抜要綱(以下、「選抜要綱」)を定めている。

2 XのD中学時代の学習状況

Xは、昭和63年4月、A市立D中学校(以下、「D中学」)に入学した。その際、D中学は、スロープと階段の手すりを設置し、X配属の学級の教室を1階とすること、Xの学級担任を体力のある若い体育の教師とすること、教室の移動を手伝ってもらえるようXと親しくしている生徒を同じクラスになるように学級編成した。D中学では、Xをできるだけ他の生徒と同様に扱う方針を立て、実際にも、Xは、一般の教科については何の支障もなく授業を受け、体育実技だけはその場で見学していた。Xの登下校はXの母親が、Xの教室移動は他の生徒がチームを組んで介助した。Xの母親は、用便の介助のほかは、別室で待機していた。Xの機能障害の程度は、中学校3年間で進行し、腕を挙げることができなくなり、脊柱の弯曲が顕著になり、同一姿勢の保持が困

難になったほか、少し筆圧が弱くなった。しかし、頁をめくる、読む、書くなどの動作には全く支障がなく、書いた文字も全て判読できる状況であった。Xは、平成3年3月、D中学を卒業した。

3 Xの本件高校入学希望とその入学不許可処分

Xは、自宅から一番近く、D中学の多数の卒業生が受検する本件高校への入学を希望し、平成3年2月に入学願書を提出し、同年3月に本件高校のE校医に紹介された筋ジストロフィー症の専門医であるF医師作成の診断書（以下、「本件診断書」）を提出した。Xは、同月、本件高校において学力検査を受検した。Y1は、Xに対し、A市内の関係高等学校長で組織される合否判定委員会の判定に基づき、調査書の学力評定と学力検査の合計点において合格点に達していたものの、進行性の筋ジストロフィー症に罹患していて、高等学校の全課程を無事に履修する見込みがないとして、入学不許可の処分（以下「本件処分」）を行った。

4 請求の内容

Xは、Y1に対し、本件処分が身体障害を唯一の理由としたもので、憲法26条1項・14条、教育基本法旧3条（現4条）などに反し違法であるとして、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、Y2に対し、慰謝料の支払いを求めた。

【 判 旨 】

1 高等学校の入学許否処分の性質

高等学校の入学に関する事項は、法令上、その入学の方法について、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて学校長が許可するとの定めがあるだけである（学校教育法施行規則旧59条1項（現90条1項））。これを受けた選抜通知も、入学選抜の方法や許可の基準については、なんら具体的に定めていない。「したがって、高等学校への入学について、その許否処分自体はもちろん、どのような入学選抜方法をとるかについても、……高等学校における教育目的実現のための教育的見地からする学校長の裁量的判断に任されているものと解することができる。」「しかしながら、……処分が事実の誤認に基づいていたり、その内容が社会通念に照らして著しく不合理であったりするような場合にも、裁量権の逸脱又は濫用としてその処分が違法となることはいうまでもない。」

C県では、選抜要綱において、判定資料A（調査書中の学習の評定）とC（学力検査の結果）とを同等に扱い、合否を判定するものの、その際、判定資料B（調査書中の学習の評定以外の記録）を参考として用い、総合判定となるよう留意するとしている。そうすると、「C県の公立高等学校における入学者の選抜に当たっては、第一次的に調査書中の学習の評定の記録（判定資料A）と学力検査の成績（判定資料C）とによるべきであり、調査書中の学習の評定以外の記録（判定資料B）については、原則として参考資料とすることができるにとどまり、特別の理由がないのに、判定資料A及びCを超える比重を与えて、これを重視した場合には、裁量権を逸脱し又は裁量権を濫用したとして、合否の処分が違法となることがあると解せられる。」

2 Xの身体的状況が高等学校の全課程を履修する見通しがあるか

(1) 履修可能性を認定する方法

Y1は、「高等学校の全課程を履修する見通しがある」ことを合否判定の基準とした上で、「判定資料B及びこれに関してXらから前もって提出された診断書などの記載、本件高校の校医の意見その他諸般の事情から、Xの疾患の特性、障害の程度、学校の受入れ態勢等を教育的見地から総合判断して、Xの身体的状況が高等学校の全課程を無事に履修する見通しがないとした合否判定委員会の認定（以下「本件認定」という。）に基づいて本件処分をしたものである。」

「Xの身体的状況が高等学校の全課程を無事に履修する見通しがあるか否かということは、一定の評価をしたうえで初めて認定できる評価的な事実である。そして、その評価には、教育的な専門知識が必要で、かつ、将来の予測を含んでいる点で、Y1の教育的観点からする専門的、技術的裁量の余地があることは否定できない。」「しかし、この事実は、教育的効果の有無や教育環境・条件の優劣などの純粋に教育的な評価が必要な事実とは異なり、身体的状況という日常的な経験的要素も強く、また、医学的見地からする評価も重要な要素を占める事実であるといえることができる。」「したがって、本件認定が、事実に基づかない場合はもちろん、前提事実を評価するに際して教育的裁量の側面だけを重視して日常経験的、医学的な側面を軽視するなどその評価過程に著しい不合理があるような場合にも、事実誤認があるといえることができる。」

「以上に述べた見地に立って、本件処分の前提になる合否判定委員会のした本件認定に誤りがあるかどうか、すなわち、Xの身体的状況が高等学校の全課程を無事に履修する見通しがないと判断できるようなものであったか否かについて検討する。」

(2) XのD 中学時代の学習状況

「Xは、D 中学において、母親の登下校及びトイレの介護、学校側のスロープ及び階段の手すりなどの施設、設備の改善や友人を中心としたクラス編成、一階の教室の割当などの配慮並びに教職員及び生徒による教室の移動その他の介護などの協力を得て無事三年間の課程を修めた。」

Y1らは、本件高校では体育が必修科目となっていることなどから、中学校で履修可能であったからといって、高等学校でも同じであるということとはできないと主張する。しかし、「障害を有する生徒が在籍する場合には、各教科、科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮をすることが要求されているのであり、それは中学校と高等学校との間で基本的に変わるところはないというべきである。したがって、中学校と高等学校の違いを必要以上に強調して、Xの高等学校における履修の可能性を否定することはできない。」

(3) 本件高校における a の受入れ実績・X の受入れ態勢

「本件高校では、過去に車椅子を必要とする a が、学校側の配慮並びに教員及び生徒の協力を得て無事卒業している実績がある。」「本件高校では、a が入学した際、既存の身体障害者用のトイレや段差解消のためのスロープを設け、ホームルーム教室のドアレールを埋み込み式にするなどして施設、設備を改善したが、それらの施設等がまだ残されており、車椅子のための最小限の設備が備わっている。」「Xの介護についても、本件高校では、a のときの経験に照らし、生徒や教職員の自主的な協力を見込むことができ、相当数の者がXに協力することは十分期待することができる。」「本件高校におけるX受入れ態勢は、従来障害者の受入れを目的としていないから十分とはいえないが、Xを受け入れるための必要最小限の態勢としては整っているということができ、現に、aの卒業後、突然の病気で三か月間の車椅子生活を余儀無くされたzも、右改善された施設等を利用し、生徒、教師の協力を得て無事卒業しているのである。」

「むろん、Y1らが主張するように、養護学校の方が、障害者の介護、介助のための諸設備を備えていることはたしかであり、他方、本件高校のそれは、身体に障害を有する者にとって、必ずしも十分な設備が完備されているということとはできないであろう。」「しかし、障害者を受け入れたときには、その障害者の障害の程度、当該学校の実状にあわせて、介護、介助のための諸設備を整えていけばよいのであって、現在不十分であるならば、それを改善するためにはどのような諸方策が必要であるかを真剣に検討する姿勢に立つことが肝要であり、現在の施設、設備が不十分なことは、入学を拒否する理由とならない」。

(4) X の身体的状況

「B 中学卒業後のXの身体的状況の見通しについては、筋ジストロフィー症専門の臨床医であるF 医師による高校三年間の就学が可能であるとの診断書がある。」「Y1らは、本件診断書の『内科的診察では、呼吸不全、心不全を示す徴候はみられず就学可能』との記載について、専

門医の意見は医学的見解の範囲に止まり、ひとつの判断材料として、更に教育的判断が必要だと主張する。」「身体的状況の判断には、教育的判断といっても前述のように医学的見地からの判断が中心とならざるを得ないが、Y1 は、この点については、……本件診断書の記載ではなく、医学書の記載及び E 校医の意見を重視したものと見える。」しかし、「F 医師は、……筋ジストロフィー症専門の臨床医の経験から高校三年間の就学可能との診断内容を記載した……のであるから、医学書や校医の一般論でこの判断を覆すことはできない。」

「以上検討したように、X の D 中学時代の学習状況、本件高校における a の学業履修状況、本件高校における身体障害者の受入れ態勢、さらに、X の身体状況等を総合すれば、X が本件高校の全課程を履修することは十分可能であると認めるのが相当である。」

(5) X の教育を受ける権利

Y1 らは、X には養護学校が望ましいから本件高校への入学拒否は正当であると主張する。憲法 26 条と教育基本法の規定から、「障害を有する児童、生徒も、国民として、社会生活上あらゆる場面で一人の人格の主体として尊重され、健常児となんら異なることなく学習し発達する権利を保障されている」。「確かに、障害を有する個々の児童、生徒につき、具体的にどのように教育を受ける権利が実現されるべきであるかについては議論があるところであり、当裁判所も、障害を有する児童、生徒を全て普通学校で教育すべきであるという立場に立つものではない。しかし、本件に関していえば、……たとえ施設、設備の面で、X にとって養護学校が望ましかったとしても、少なくとも、普通高等学校に入学できる学力を有し、かつ、普通高等学校において教育を受けることを望んでいる X について、普通高等学校への入学の途が閉ざされることは許されるものではない。健常者で能力を有するものがその能力の発達を求めて高等普通教育を受けることが教育を受ける権利から導き出されるのと同様に、障害者がその能力の全面的発達を追求することもまた教育の機会均等を定めている憲法その他の法令によって認められる当然の権利であるからである。」

3 結論

「以上のとおり、X は、その中学時代の通学状況、学習能力、身体能力及び成績並びに本件高校における過去の身体障害者受入れの実績、施設及び教科履修などの点からしても、本件高校の全課程を履修することは可能であると認められるにもかかわらず、養護学校の方が望ましいという理由で本件高校への入学を拒否することは、万難を排して本件高校へ入学し、自己の可能性を最大限に追求したいという X の希望を無視することになり、その結果は、身体に障害を有する X を不当に扱うものであるといわなければならない。」したがって、本件処分は、その前提となった事実またはその評価を誤ってされたものであり、裁量権の逸脱・濫用により違法である。

【 解 説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、高等学校長が進行性の筋ジストロフィー症により身体障害のあるXの入学を不許可とすることが違法であるとして、高等学校への入学不許可処分の取消しを認容したとともに、慰謝料の請求を一部認容した事例である。本判決は、障害者差別解消法制定前の事例であり、しかも差別禁止の基本理念を定めた2004年の障害者基本法改正前の事例である。しかし、本判決は、身体障害者が高等学校の全課程を履修可能であるにもかかわらず、高等学校長が高等学校への入学を許可しないことは、身体障害を理由とする不当な取扱いであるとしており、障害者差別解消法7条1項が禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いの判断に際して参考になる。

2 不当な差別的取扱いとの関係

本判決では、形式的には本件処分が裁量権の逸脱・濫用により違法であるかどうかの問題となっている。しかし、本件処分は、Xの学力が合格点に達しているものの、Xの身体的状況が高等学校の全課程を履修する見通しが無いことを理由に、進行性の筋ジストロフィー症により身体障害のあるXが高等学校で教育サービスを利用することを拒否している。したがって、実質的には、本件処分が不当な差別的取扱いに当たるかどうか問われているといえよう。

本判決は、判旨1の通り、高等学校長が身体障害者の入学を不許可とする決定が事実の誤認に基づいている場合には裁量権の逸脱・濫用により違法となるとした上で、判旨2(1)の通り、Xの身体的状況が高等学校の全課程を履修する見通しがあるかどうかという事実を、教育的観点のみならず、日常経験的・医学的観点からも評価するとしている。その上で、本判決は、判旨2(2)(3)(4)の通り、Xは中学校の課程を履修していること、本件高校では車椅子を利用する身体障害者が卒業しており、必要最小限の受入れ体制があること、Xは高校3年間の就学が可能であるという専門医の診断書があることから、Xは高等学校の全課程を履修可能であると判断している。そして、本判決は、判旨2(5)の通り、Xが高校学校の全課程を履修可能であるにもかかわらず、養護学校(現在の特別支援学校)の方が施設・設備の面で望ましいことを理由に、Y1がXの入学を不許可とすることは、Xの教育を受ける権利を侵害するとしている。結論として、本判決は、本件処分にXの履修可能性について事実またはその評価の誤認があるので、本件処分が違法であるとしている。

本判決は、障害者差別解消法施行後においても、高等学校長が進行性の筋ジストロフィー症により身体障害のある者の入学を不許可とすることが不当な差別的取扱いに当たるかどうかを判断するに際して参考になろう。

3 合理的配慮の提供との関係

本判決では、Y1 が X の本件高校への就学を可能にする変更・調整を行わないことが合理的配慮の不提供に当たるかどうかは正面から争われていない。しかし、本判決は、判旨 2 (3) の通り、障害者を学校に受け入れる場合には、障害者の障害の程度や学校の実状にあわせて、介助のための設備を整えていけばよいのであって、現在不十分であるならば、それを改善するためにはどのような方策が必要であるかを真剣に検討する姿勢に立つことが肝要であるとしている。

このことは、障害者差別解消法施行後においても、教育分野における合理的配慮の提供や環境の整備を考える上で示唆的であろう。



3.. 障害児の公立幼稚園への就園を仮に許可することを求めた申立てが認められた事例

徳島地方裁判所平成 17 年 6 月 7 日決定

(判例地方自治 270 号 48 頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (申立人) は、その次女である A (当時 5 歳) とともに、B 県 C 町に居住している者である。Y (被申立人) は、D 幼稚園、E 幼稚園、F 幼稚園、G 幼稚園 (以下、これらの幼稚園を「町立幼稚園」) を設置している C 町である。

A は、先天的に、脊椎骨の発達異常により脊椎骨が完全に閉鎖していない状態 (本来ならば脊椎の管の中にあるべき脊髄が脊椎の外に出て癒着や損傷しているために起こる様々な神経障害の状態) である二分脊椎の障害を有し、これによる歩行障害と排尿障害があるほか、水頭症に罹患している。

A は、歩行障害のため、自力歩行をすることができず、階段の昇降には介助が必要であるものの、長下肢装具を装着し、歩行器を用いることにより独力で歩行することができ、ある程度までの段差であれば独力で乗り越えることができる状態である。また、A は、排尿障害のため、1 日に 5 回、医療資格保持者または X による導尿 (管で尿をとること) を受ける必要がある。町立幼稚園への通園時間中には、このうち 2 回の導尿を受けることが必要である。A は、水頭症に罹患しているものの、医師により、幼稚園での集団生活、行事などにおいて特に制限事項はないと診断されている。

2 A の D 幼稚園への就園不許可に至る経緯

X は、平成 16 年 12 月、その住所地を通園区とする D 幼稚園長に対し、A の D 幼稚園への就園の許可を求める申請 (以下、「本件申請」) をした。D 幼稚園長は、本件申請の諾否の判断を慎重にするため、C 町教育委員会 (以下、「町教育委員会」) に対し、その判断を求めた。

町教育委員会は、平成 17 年 3 月、A の就園を不許可とする決定（以下、「本件不許可決定」）をした。本件不許可決定の理由は、町立幼稚園がいずれも古い施設であるため、バリアフリーに配慮した施設になっていないこと、5 歳児の保育室が 2 階にあるため、自力歩行ができない A の教育環境として適切ではなく、大規模な施設改修が当分見込めない現状では、受入れが困難であること、A には重複障害があるため、看護的な補助などが必要であり、これに対応するための専門的な知識を有する教職員の加配措置をすることが困難であることである。

3 請求の内容

X は、平成 17 年 4 月、Y に対し、本件不許可決定は違法であり、A の就園を許可すべきであるとして、本件不許可決定を取り消し、A の就園の許可を命じることを求める訴え（以下、本案訴訟）を提起するとともに、就園の許可がされないことにより A に償うことができない損害が生じるので、これを避ける緊急の必要があるとして、A の就園を仮に許可するよう仮の義務付けの申立て（行政事件訴訟法 37 条の 5）を求めた。

【 決 定 の 要 旨 】

1 障害児の就園不許可処分が裁量権の逸脱・濫用に当たるか

地方公共団体は、「幼児の保護者から公立幼稚園への入園の申請があった場合には、これを拒否する合理的な理由がない限り、同申請を許可すべきであり、合理的な理由がなく不許可としたような場合には、その裁量権を逸脱又は濫用したものと見て、その不許可処分は違法になると解するのが相当である。」

「地方公共団体にとって幼稚園において障害を有する幼児を受入れることは、施設面等の物的な配慮や、教職員等の負担の増大に対する人的な配慮が必要となり、そのためには財政的な措置等を要することなどが想定されることは明らかである。しかしながら、障害を有する幼児に対し、一定の人的、物的な配慮をすることは、社会全体の責務であり、公立幼稚園を設置する地方公共団体においてもこのような配慮をすることが期待されるものというべきである。心身に障害を有する幼児にとって、社会の一員として生活するために成長、発達していくためには、特に、幼少期から、障害の有無にかかわらず他者とともに社会生活を送り、自主的、自立的な精神を育むことが重要であると考えられるほか、身体に障害を有する幼児にとっては、その障害を克服する意欲を持続するためにも、他者との社会生活が重要となる場合もあると考えられる。」

「そうだとすれば、心身に障害を有する幼児の公立幼稚園への就園の申請に対する許否の決定をするに当たっては、当該幼児に障害があり、就園を困難とする事情があるということから、直ちに就園を不許可とすることは許されず、当該幼児の心身の状況、その就園を困難とする事情の程度等の個別の事情を考慮して、その困難を克服する手段がないかどうかについて十分に検討を加えた上で、当該幼児の就園を許可するのが真に困難であるか否かについて、慎重に検討した上で柔軟に判断する必要があるというべきであり、そのような観点からみて不許可処分に合理的な理由がないとみられる場合には、当該不許可処分は、裁量権を逸脱又は濫用したものとして違法となると解すべきである。」

2 本件不許可決定に合理的な理由があるか

「AをD幼稚園に就園させるに当たっての問題点は、Aの移動等の介助、安全の確保等をするため、教職員の加配措置を採ることができれば克服することが可能であるということができる。この点について、本件不許可決定は、Aの障害に対応するための教職員の加配措置を採ることが困難であることを理由の一つに挙げており、Yも、財政上の理由等を根拠に加配措置を採ることは困難であると主張する。」「そこで、AのD幼稚園への就園を可能とするために教職員の加配措置を採ることができないとの……判断が合理的なものであるか否かについて検討する。」

「Yは、平成13年ころから、財政的に逼迫した状況に陥り、……教職員の加配には相当程度の費用を要することからすれば、教職員の加配措置を採ることが容易であるということはいえない。」

「しかしながら、(1)地方公共団体がその財政状況の悪化等を理由として、心身に障害を有する幼児について公立幼稚園への就園を不許可にすることができるとすれば、多くの地方公共団体の財政状況が悪化している現状において、およそ障害を有する幼児のすべてが公立幼稚園へ就園することができないことになりかねない。幼児にとっての幼稚園教育の重要性や、行政機関において障害を有する幼児に対してできる限りの配慮をすることが期待されていることなどにかんがみれば、地方公共団体が、財政上の理由により、安易に障害を有する幼児の就園を不許可にすることは許されないというべきである。(2)教職員の加配に要する費用についてはYの予算全体から見れば多額とはいえないことからすれば、Aのために教職員の加配をすることによりYの財政状況を著しく悪化させるものとは考え難い上、……町立幼稚園においては、……心身に障害を有する幼児のために教職員の加配をしているのであるから、Yの財政上の理由だけから、他の園児と異なり、Aについては加配措置を採ることが不可能であるとは直ちに認め難い。(3)E幼稚園においては、自閉症の障害を有する園児1人に対して教職員1人の加配がされていることなどからすれば……、A1人のために教職員の加配措置を採ることについて、Yの財政上の理由から不適切

であると評価されるものとは考え難い。」「これらの事情からすれば、Yの財政上の理由を、Aについて教職員の加配措置を採らないとする決定的な理由とすることはできないというべきである。」

「Yは、Aに対する導尿については、医療資格保持者の介助が必要であるから、加配する教職員は医療資格を有する者でなければならないとし、このような資格を有する教職員の加配措置を採ることは困難である、と主張する。」

「しかしながら、医療資格を有する教職員の加配をすることが現実的に不可能であるとしても、本件においては、Aの母であるXが幼稚園に待機してAの導尿をすることを申し出ており、現に、Aが体験入園中のE幼稚園においても、そのように導尿がされている。このように、導尿の点については、Xの協力を得ることによって十分に対応することができるということが出来るから、加配する教職員が医療資格を有する者に限定する必要はないというべきである。」

「以上に説示したところによれば、Y等において、その財政上の理由……等から、Aのために教職員を加配する措置を採ることが不可能ないし著しく困難であるということではできず、導尿についてもXがすることが可能であるから、加配する教職員が医療資格を有する者に限定されるということもできない。AのD幼稚園への就園を可能とするために教職員の加配措置を採ることができないとの判断は合理性を欠くというべきである。」

「Yは、……体験入園の場合には、Aが隔週ごとにクラスを変更し、Aを担当するクラスがAのためにカリキュラムを変更して対応してきたのに対し、上記就園を認めるとすれば、クラスが固定され、当該クラスのカリキュラムの変更を要し、他の園児に対する適切な保育の実施が困難になることなどの問題が生じる、と主張する。」

「しかしながら、……障害を有する幼児がいることによって教育のカリキュラムに制約が生じることがあるとしても、そのような制約は、特段の事情がない限り、障害を有しない幼児や幼稚園において受忍すべきものであるということが出来る。AのD幼稚園への就園を許可したとしても、Aを担当するクラスにおいて、できる限り歩行障害等を有するAに配慮したカリキュラムを組めば足りるのであって、すべてのカリキュラムについてAが参加することができるようなものに変更する必要はなく、Xもそのような変更を望んでいるものでもない。Aにおいて、参加することが困難なカリキュラムを実施する際には、見学等をするようになってもらえないのであって、そうしたとしてもAに対する幼稚園教育を十分に達成することができると考えられる。……AのD幼稚園への就園を許可したとしても、他の園児に対する適切な保育の実施が困難になるなどの弊害が生じるなどの特段の事情があると認めることはできない。」

「Yは、Aについては現在E幼稚園において体験入園が認められており、Aにとって必要なことは達成されている上、D幼稚園に就園するよりも、上記体験入園の方がAに配慮した保育をすることができるから、Aにとっては上記体験入園の方が適切である、と主張する。」

「しかしながら、体験入園は、正式入園とは異なり、入園の継続が必ずしも保障されているわけではない上、……A は、正式入園の場合と異なり、登園することができない日が週 2 日あり、登園時刻も約 45 分遅く、給食が支給されず、そのために退園時刻も約 2 時間 20 分も早いなどの違いがあり、これらの違いは決してわずかなものということとはできない。A については、歩行訓練次第で近い将来自力歩行することが可能との見解が示されていることを考慮するならば……、A にとって、毎日通園し、他の園児と同一の時間生活を共にする機会を持つことは、近い将来における小学校や中学校への進学の可能性を考えた場合に重要な意味を有すると考えられる。さらに、A は、正式入園をしている園児と上記のような異なる取扱いを受けていることに疑問を抱き、毎日通園し、他の園児と共に給食を食べることを強く希望しているのであり、このような A に体験入園しか認めないことは、必要以上に A に差別感を抱かせるものであり、身体に障害を有する A の心身の成長や障害の克服等にとって障害となるおそれが十分に考えられる。A が現在 E 幼稚園での体験入園が認められているとしても、D 幼稚園への就園を認める必要がないといえるまでの代替措置が採られているということとはできない。」

3 結論

以上によれば、「A の心身の状況やその就園を困難とする事情の程度等、その困難を克服するための手段について慎重かつ柔軟に判断するならば、本件不許可決定について、合理的な理由があるということとはできない。」したがって、「本件不許可決定は、町教育委員会がその裁量権を逸脱又は濫用した違法なものとして取り消されるべきであり、かつ、本件申請を許可する決定をしないことは D 幼稚園長又は町教育委員会の裁量権を逸脱又は濫用したものであるということが出来るから、本案訴訟について理由があるとみえると認められる。」

【 解説 】

1 本決定の意義

本決定は、市町村の教育委員会が障害児である A の公立幼稚園への就園を許可しないことが違法であるとして、公立幼稚園への就園を仮に許可することを求める X の仮の義務付けの申立てを認容した事例である。本決定は、障害者差別解消法制定前の事例であるものの、障害者差別解消法 7 条が禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を判断する際の参考になろう。

2 不当な差別的取扱いとの関係

本決定では、本件不許可決定が不当な差別的取扱いに当たるかどうかは争われていない。しかし、障害児の公立幼稚園への就園不許可決定は、障害児に障害のない児童と比べて教育サービスの利用拒否という効果をもたらすので、現在では、障害者差別解消法 7 条 1 項が禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いに当たるかどうか問題となりうる。

本決定は、決定の要旨 1 の通り、障害児に障害があり、就園を困難とする事情があることから、直ちに公立幼稚園への就園を許可しないことは許されず、障害児の心身の状況、就園を困難とする事情の程度、その困難を克服する手段を慎重に検討した上で柔軟に判断する必要があり、その観点から公立幼稚園への就園を許可しない決定に「合理的な理由」がない場合には、入園不許可決定は裁量権の逸脱・濫用として違法になるとしている。その上で、本決定は、決定の要旨 2 の通り、A の就園のためには教職員の加配措置が必要になるものの、Y の厳しい財政状況が A の就園のために教職員の加配措置を採らないことの決定的な理由とならず、A の導尿は母である X の協力を得ることによって対応できることから、加配する教職員は医療資格を有する者に限定されないとして、A の就園のために教職員の加配措置を採ることができないとの町教育委員会の判断は合理性を欠くとしている。また、仮に A の就園を認めても、他の園児に対する適切な保育の実施が困難になるとの弊害は生じないとして、本件不許可決定に合理的な理由はないとしている。

本決定にいう「合理的な理由」を「正当な理由」に読み替えれば、本決定の判断は、障害者差別解消法施行後において、市町村の教育委員会が障害児の公立幼稚園への就園を許可しないことが不当な差別的取扱いに当たるかどうかを判断するに際して参考になるう。

なお、A は、体験入園を許可され、平成 17 年 5 月から、X の付添いにより E 幼稚園に体験入園していた。本決定は、決定の要旨 2 の通り、体験入園は正式入園と異なり、A が正式入園している園児と異なる取扱いを受けていることに疑問を抱いていたことから、A に体験入園しか認めないことは、A に差別意識を持たせるとしている。市町村の教育委員会が障害児に体験入園しか認めないことは、障害児に障害のない児童と比べて教育サービスの利用制限・条件設定という効果をもたらすので、現在では、障害者差別解消法 7 条 1 項が禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いに当たる可能性がある。

3 合理的配慮の提供との関係

本決定では、Y が A の就園を可能にする措置を採らないことが合理的配慮の不提供に当たるかどうかは争われていない。しかし、本決定によれば、障害児の親から障害児の就園を困難とする

事情の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、市町村の教育委員会が障害児の就園を可能にする措置を慎重かつ柔軟に判断することなく就園を許可しないことは、行政機関等による不当な差別的取扱いのみならず合理的配慮の不提供にも当たる可能性がある。

本決定は、前述の通り、Aの就園のためには教職員の加配措置が必要であり、Yの厳しい財政状況は、Yが教職員の加配措置を採らないことの決定的な理由とならず、体験入園は、教職員の加配措置を伴う正式入園の代替措置とならないとしている。

本決定が教職員の加配措置を採らないことに合理性がないと判断した背景には、Yが他の障害児のために教職員の加配措置を採っていたこと、Aの排尿障害による導尿はXの協力によって対応できること、Aが障害のない児童と一緒に教育サービスを利用することがAの歩行障害の克服と自立歩行につながる可能性があるように思われる。



4.. 知的障害者の問題行動を理由とする公立高等学校の退学処分が適法であるとされた事例

東京地方裁判所平成 17 年 9 月 27 日判決

(判例地方自治 275 号 10 頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (原告) は、知的障害を有しており、多動性の傾向が強い。Y (被告) は、A 都立 B 高等学校 (以下、「本件高校」) の長である。

2 X の本件高校への入学

X は、平成 14 年 4 月、本件高校の定時制第 3 次募集を受検し、定数内でありかつ不合格とする明確な理由がないために合格となり、本件高校に入学した。受検に際しては、保護者からの申請により、試験問題を選択肢問題に代替し、試験問題の音読者や代筆者が認められるなどの特別措置がとられた。Y は、X の入学に当たって、X に知的障害があることを知らされていたものの、その詳細な内容は知らされていなかった。

本件高校は、A 都教育委員会に対し、X のために専任講師を派遣するよう要請し、X に対し、平成 14 年度においては曜日別に計 3 人、平成 15 年度においては曜日別に計 2 人の専任の非常勤講師の派遣を受けて、X の指導に当たっていたほか、他の教職員にも協力を要請して適宜指導や監督を行っていた。

3 本件退学処分に至る経緯

X は、本件高校に入学して以来、本件高校においては、平成 14 年度 1 学期は X だけの個別授業を受けていたけれども、X の保護者の要請により、2 学期以降は他の生徒と同じ教室で授業を受けることとなった。しかし、X は、授業に付いていけるだけの学力を有さず、遅刻や早退が頻

繁な上、集中力がもたず、授業に完全に出席することはあまりなかった。Xは、テストは嫌だと言って受けなかったりして、普通高等学校において履修し単位を取得できるような状況ではなかった。

Xは、授業中であれ、休み時間であれ、放課後であれ、他の生徒や教職員を素手で殴る、バットや定規でたたく、蹴る、突き飛ばす、髪の毛を引っ張る、水をかける、ボールをぶつける、大声を出すなどして騒ぐなどといったことを、教職員による制止や厳しい注意にもかかわらず、執拗に繰り返していた。これらのXの行動のために頻繁に授業が中断したり、Xにたたかれた生徒や教職員が鼻血などの出血をするなどの傷害を負ったりしたことも少なくはなかった。このため、他の生徒からは、Xのために正常に授業が受けられないばかりか、身体へ危害が及ぶことへの苦情が寄せられていた。本件高校は、Xの保護者に対し、連絡帳などの記載や口頭で、Xの前記問題行動をその都度伝えて、改善を求めている。

Yは、平成14年4月、5月、8月、11月、平成15年2月、3月、Xの保護者と面談し、Xの問題行動を報告してその改善を求めており、平成14年11月以降の面談では、他の生徒の学習権を侵害するなどしているため、本件高校でXを教育するのは限界である旨を告げて、他の教育機関に転学することなどを検討するようにも勧告していた。Xの保護者が転学などの勧告を受け入れなかったため、Yは、平成15年3月、Xの保護者と面談し、口頭で退学勧告を行った。Yは、平成15年6月、Xの他の生徒や教職員に対する暴力行為と自ままた行動が学校の正常な教育活動の妨げになっているとして、Xを退学処分（以下、「本件退学処分」）にした。

Xは、Yに対し、本件退学処分は事実誤認などによりYの裁量権を逸脱しており違法であるとして、その取消しを求めた。

【 判 旨 】

1 退学処分の違法性の判断枠組み

学校教育法11条は、懲戒処分を行うことができる場合として、単に「教育上必要があると認めるとき」と規定するのに対し、これを受けた同法施行規則13条3項は、退学処分についてのみ4個の具体的な処分事由を定めている。これは、退学処分が、他の懲戒処分と異なり、生徒の身分をはく奪する重大な措置であることにかんがみ、当該生徒に改善の見込みがなく、これを校外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限り退学処分を選択すべきであるとの趣旨から、その処分事由を限定的に列挙したものと解される。

「この趣旨からすれば、同項 1 号にいう『性行不良で改善の見込みがないと認められる者』として退学処分を行うに当たっては、その要件の認定につき他の処分の選択に比較して特に慎重な配慮を要することはもちろんであるが、退学処分の選択も……諸般の要素を勘案して決定される教育的判断にほかならないことを考えれば、具体的事案において当該生徒に改善の見込みがなくこれを校外に排除することが教育上やむを得ないかどうかを判定するについて、あらかじめ本人に反省を促すための補導を行うことが教育上必要かつ適切であるか、また、その補導をどのような方法と程度において行うべきかなどは、それぞれの学校の方針に基づく学校当局の具体的かつ専門的・自律的判断にゆだねざるを得ないことから、これらを踏まえた上で、当該事案の諸事情を総合的に観察し、その退学処分の選択が、全く事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念上合理性を認めることができないようなものでない限りは、同処分は、懲戒権者の裁量権の範囲内にあるものとして、その効力を否定することはできないものというべきである。」

2 本件退学処分が違法であるか

X の暴力行為と自まな行動について、「X は、加害や行為の意味内容の理解が全く欠如していたわけではなく、それをある程度は認識しつつ、自己の欲求のままにこれらの行動を引き起こしていたものと評価せざるを得ない。」「そうすると、X には、健常者と同程度の規範意識を求めることはできないことを念頭においても、自らの行動の意味内容をそれなりに理解し、これを制御しようとすることを期待できないわけではなかったにもかかわらず、……暴力行為や自まな行動を繰り返し、他の生徒や教職員に傷害を負わせたり、他の生徒の学習を妨げる行動を繰り返し行ってきたものといわざるを得ない。」

X は、障害者の権利宣言などを引き合いに出して、本件退学処分が、X がもともと保有した障害に由来する特性をあげつらって行った不当な処分であると主張する。「しかし、本件退学処分は、……X が障害者であることに着目してなされたものなどではなく、X が障害者であることに配慮して、その逸脱行動に一定の理解が必要であるとしてもなお、その意味内容を相応に理解した上で実際に行った暴力行為や自まな行動ゆえに、『性行不良で改善の見込みがないと認められる者』に当たるとしてなされたものである以上、もとより不当な差別的取扱などではなく、障害者の基本的人権を標榜する前記の諸規定に違反するものとはいえない。」

「また、X は、障害児の行動を『性行不良で改善の見込みがない』と評価することはできない旨主張するが、……X の行動はその大半が、コミュニケーションの手段等として行われたものではない上、行動の意味内容をある程度は認識しつつ、繰り返して行われていたものであるから、前記の種々・多数回の暴力行為や自まな行動を評価すれば、X は、学校教育法施行規則 13 条 3 項 1 号にいう『性行不良で改善の見込みがないと認められる者』に当たると判断した Y の本件退

学処分が、全く事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念上合理性を認めることができないということとはできない。」

「Xは、あたかも障害の一事をもって懲戒をなし得ないとまで解しているようでもあるが、障害があることを踏まえた上で、本件高校が様々な配慮や取組みを行いながらも、功を奏せず、Xの行動が改善しなかった以上は、当該行動を評価してYが懲戒事由の該当性を検討することは、当然に許されるものというべきである。」

「なお、Xは、本件退学処分は、そもそもXに対する配慮不十分な差別的対応に起因した処分であるとも主張するが、……Yは、Xに専任の講師を付し、他の教職員にもXの様子を注視させていたほか、Xが前記のような問題行動を起こす度に、連絡帳等に記載し、あるいは、口頭で、Xの保護者にも連絡して、改善を求めていたのであるから、差別的対応に起因した処分であるとはいえない。」

したがって、Yが本件退学処分を選択したことは、全く事実の基礎を欠き、あるいは、社会通念上合理性を認めることができないとはいえず、本件退学処分は適法である。

【 解説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、公立高等学校の校長が知的障害のあるXを他の生徒や教職員に対する暴力行為と自まな行動を理由に退学させたことが適法であるとして、Xの退学処分の取消しの請求を棄却した事例である。本判決は、障害者差別解消法制定前の事例であるものの、知的障害者の問題行動を理由とする公立高等学校の退学処分が障害者差別解消法7条1項の禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いに当たるかどうかを検討する際の参考になる。

2 不当な差別的取扱いとの関係

本判決は、Xの暴力行為と自まな行動について、Xが、その意味内容を理解しつつ、自己の欲求のままにこれらの行動を繰り返し引き起こしていたものと評価せざるをえないとして、Xの暴力行為と自まな行動を理由とする本件退学処分が不当な差別的取扱いに当たらないとしている。

障害のない生徒であっても、暴力行為と自まな行動を繰り返していれば、他の生徒の学習権を侵害し、公立高等学校の正常な教育活動を妨げるとして、同一の取扱いを受けることはありう

る。したがって、本判決のような事例は、障害を理由として、正当な理由なく、知的障害者の教育サービスの利用を拒否しているわけではないと判断されるように思われる。

本判決は、本件高校が、Xに障害があることを踏まえた上で、Xに様々な配慮を行いながら、Xの行動が改善しなかったことから、Yが退学処分事由である「性行不良で改善の見込がないと認められる者」の該当性を検討することは許されるとしている。そうすると、仮に公立高等学校の配慮によって知的障害者の行動が改善していれば、退学処分は知的障害者の問題行動に対する懲戒処分として酷であると判断される可能性は残る。

3 合理的配慮の提供との関係

本判決は、YがXに専任講師を付け、他の教職員にもXの様子を注視させていたほか、本件高校はXの問題行動をその都度保護者に伝えて、改善を求めていたことから、本件退学処分が配慮不十分な差別的対応に起因する処分とはいえないとしている。



5. 障害児の保育所入所を承諾することを義務付ける訴えが認められた事例

東京地方裁判所平成 18 年 10 月 25 日判決
(判例時報 1956 号 62 頁、判例タイムズ 1233 号 117 頁)
(賃金と社会保障 1441 号 53 頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X1 (原告) は、父である X2 (原告) と母である X3 (原告) の長女である。X1 は、気管の入口の組織が弱く、空気を吸うときにふさがって呼吸しにくくなるよう頭軟化症のため、気管切開手術を受け、以後、空気の通り道を確保するため、カニューレ (のどに開けた穴に常時装着して気管への空気の通り道を確保する器具) を常時のどに装着し挿入している。したがって、X1 は、気管内にたまるたんや、だ液 (以下、「たん等」) を定期的に除去することが必要となっており、また、誤えんをさけるために水分にとろみをつけることも必要になっている。Y (被告) は、A 市である。

2 肢体不自由児通園施設への入園申込み

X2 は、平成 15 年 5 月、B 知事に対し、A 市立 C 学園に X1 を入園させるため、肢体不自由児通園施設入園申請書を提出した。この申請にかかる入園が承諾されたので、X1 は、同年 6 月から C 学園に通園していた。C 学園は、心身に障害のある零歳から就学前の乳幼児に対し、自立を助長するために必要な指導・訓練など、早期療育を行うことを目的としている。X1 は、C 学園入園時には身体障害者手帳 1 級であったけれども、平成 16 年 3 月には身体障害者手帳 4 級になった。

3 保育園への入園申込み

X2 は、C 学園の関係者から、X1 の兄や妹の通う保育園に入園をしてみてもどうかとの助言を受けたことから、平成 16 年 3 月、A 市福祉事務所長 (以下、「処分行政庁」) に対し、X1 の

保育園入園申込書を提出して、平成 16 年度の保育園入園申込みをした。処分行政庁は、入園申込書を受理しない旨を電話で通知し、入園申込書一式を X2 に返却した。

X2 は、処分行政庁に対し、平成 17 年 1 月、希望保育園を E 保育園として、平成 17 年度の保育園入園申込みを行った。処分行政庁は、X2 に対し、同年 2 月、上記申込みにかかる保育園入園を承諾しない旨の処分をした。X2 は、処分行政庁に対し、同年 3 月、希望保育園を D 保育園、E 保育園、F 保育園、G 保育園または H 保育園として、保育園入園申込みの変更届を提出した。処分行政庁は、X2 に対し、上記変更届による保育園入園を承諾しない旨の処分をした。保育園入園の各不承諾処分の理由は、児童福祉法旧 24 条における適切な保育を確保することが困難であるというものである。なお、D 保育園、E 保育園、F 保育園、G 保育園、H 保育園には、看護師が各 1 名配置されていた。

4 請求の内容

X2 は、同年 11 月、Y に対し、X2 には児童福祉法旧 24 条 1 項本文所定の「児童の保育に欠ける」事由があり、かつ、X1 はたん等の吸引が適切に行われれば、保育園に通園することができることを理由に、上記の保育園入園の各不承諾処分（以下、「本件各処分」）が違法であるとして、本件各処分の取消しと保育園入園の承諾の義務付けを求めるとともに、X1 らは、Y に対し、上記の各入園申込みをめぐる Y の公務員の対応が国家賠償法上違法なものであり、これにより損害を被ったとして、国家賠償請求（国家賠償法 1 条 1 項）を求めた。

【 判 旨 】

1 保育所入所不承諾処分の違法性の判断枠組み

児童福祉法旧 24 条 1 項ただし書は、「児童の保育に欠けるところがある場合」という同項本文の入所要件に該当する場合であっても、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、保育所への入所以外の適切な保護をすべき旨規定している。

児童福祉法は、「児童の健やかなる育成の重要性を強調している。そうすると、同法 24 条 1 項に基づいて、児童の保育に欠けるところのある保護者から申込みがあったときは、市町村は、当該児童を保育所において保育する際に、当該児童が心身ともに健やかに育成する上で真にふさわしい保育を行う責務を負うものというべきであり、このことは、当該児童が障害を有する場合であっても変わりはない。そして、真にふさわしい保育を行う上では、障害者であるからといって一律に保

育所における保育を認めないことは許されず、障害の程度を考慮し、当該児童が、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的状態及び発達の中で同視することができ、保育所での保育が可能な場合には、保育所での保育を実施すべきである。」

「したがって、障害のある児童であっても、その障害の程度及び内容に照らし、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的状態及び発達の中で同視することができ、保育所での保育が可能な場合であるにもかかわらず、処分行政庁が、児童福祉法 24 条 1 項ただし書にいう『やむを得ない事由』があるとして、当該児童に対し、保育所における保育を承諾しなかった場合には、そのような不承諾処分は、考慮すべき事項を適切に考慮しなかったという点において、処分行政庁の裁量の範囲を超え、又は裁量権を濫用したものというべきであって、違法であると解するのが相当である。」

2 X1 について保育所での保育が可能であるか

(1) 保育所は X1 に必要となる配慮を提供可能か

「そこで、X1 が、その障害の程度及び内容に照らし、保育所に通う障害のない児童と、身体的、精神的状態及び発達の中で同視することができ、保育所での保育が可能か否かについて検討すると、」X1 は、平成 15 年当時は、種々の機能障害等を有していたものの、成長につれてこれが改善され、本件各処分当時は、呼吸の点を除いては、知的及び精神的機能、運動機能等に特段の障害はなく、近い将来、カニューレの不要な児童として生活する可能性もあり、医師の多くも、X1 について障害のない児童との集団保育を望ましいとしているものであって、たん等の吸引については、医師の適切な指導を受けた看護師等が行えば、吸引に伴う危険は回避することができ、カニューレの脱落等についても、十分防止することができたといえることができる。」

「したがって、本件各処分当時、X1 については、たん等の吸引と誤えんへの注意の点について格別の配慮を要するものではあったが、保育所に通う障害のない児童と、身体的、精神的状態及び発達の中で同視することができるものであって、保育所での保育が可能であったと認めるべきである。」

「そうであるとする、X1 の保育所での保育が困難であって、児童福祉法 24 条 1 項ただし書にいう『やむを得ない事由』があると判断した処分行政庁の判断は、上記事情を考慮すべきであるにもかかわらず考慮しなかったという点において、裁量の範囲を超え、又はその裁量権を濫用したものである。したがって、X1 の保育所入所を承諾しなかった本件各処分は、違法であるといわざるを得ない。」

(2) X1 の入所により看護師に過大な手間が生じるか

「Yは、A市内の各保育園には、約100名から180名の園児が通園しており、そのような状況の下で、各保育園に配置された1名の看護師は、園全体としての看護行為に当たらなければならないが、実際問題として、1人の園児に対し、付きっきりで看護することができる態勢にはないとして、C学園の方が適切な対応をすることができる旨主張する。」

「しかしながら、本件各処分当時、X1について必要であった特別な世話の内容は、(1)30分ないし2、3時間に1回、1分間程度行われるたん等の吸引行為と(2)誤えんを防ぐために水分にとろみをつけることであった。そして、これら以外の点については、仮に、Yが主張するように、X1は体力的に疲れやすく、散歩等の際にも5分から10分ごとに休憩を必要とすることなどがあつたとしても、保育士のみでも十分対応することができるはずのものであつた。しかも、X1の年齢や、精神面、運動面の発達状況、さらには、X1が、既に平成17年11月の段階では、自分自身で吸引行為を行うことができるようにまでなっていることも考え合わせると、本件各処分当時においても、看護師がX1の世話に付きっきりになる必要があつたとはいえず、看護師にとって過大な手間となるといつことまではできない。」したがって、Yの主張を採用することはできない。

3 結論

「以上によると、X2がしたX1の保育園入園申込みを不承諾とした本件各処分は取り消されるべきものであり、保育園入園の承諾の義務付けと共に併合提起された本件各処分の取消しの訴えに係る請求には理由があると認められ、また、処分行政庁がD保育園、E保育園、F保育園、G保育園又はH保育園のうちいずれかの保育園への入園を承諾しないことは、処分行政庁の裁量権の範囲を超え、又はその濫用となると認められる。」

「したがって、行政事件訴訟法37条の3第5項の規定に基づき、処分行政庁に対し、X1につきD保育園、E保育園、F保育園、G保育園又はH保育園のうちいずれかの保育園への入園を承諾すべき旨を命ずる判決をするのが相当であるというべきである。」

【 解説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、市町村がたん等の吸引が必要な障害児であるX1の保育所入所を不承諾とする旨の処分が違法であるとして、保育所入所の不承諾処分の取消しと承諾の義務付けの請求を認容したけれども、国家賠償請求を棄却した事例である。本判決は、市町村による保育所入所

不承諾処分の違法性が争われた事例であり、形式的には保育所による合理的配慮の不提供が争われた事例ではない。しかし、たん等の吸引が必要な障害児に保育所が配慮を行うことができるかどうかの問題となっている限りで、実質的には保育所による合理的配慮の不提供が争われているといえる。したがって、本判決は、医療的ケアが必要な障害児に対する保育所による合理的配慮の提供や環境の整備の判断に際して参考になる。

2 不当な差別的取扱いとの関係

本判決は、障害者差別解消法制定前の事例なので、市町村による保育所入所の不承諾処分が行政機関等による不当な差別的取扱いに当たるかどうかは争われていない。しかし、障害児に対する保育所入所の不承諾処分は、障害児に障害のない児童と比べて保育サービスの利用拒否という効果をもたらすので、現在では障害者差別解消法 7 条 1 項の禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いに当たるかどうかの問題となりうる。子ども・子育て支援法の下においても、児童が私立保育所に入所する場合には市町村の行政処分によって保育サービスを利用することになる（子ども・子育て支援法附則 6 条）。

本判決は、判旨 1 の通り、障害児であるからといって一律に保育所における保育を認めないことは許されず、障害の程度と内容に照らし、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的および発育の点で同視することができ、保育所での保育が可能であるにもかかわらず、市町村が保育所における保育を承諾しなかった場合には、保育所入所の不承諾処分は違法になっている。その上で、本判決は、判旨 2 の通り、呼吸の点を除けば X1 に特段の障害はないとして、X1 に必要となる配慮の内容と保育所による配慮の提供可能性を検討し、保育所での保育は可能であったとして、保育所入所の不承諾処分を違法と判断している。

3 合理的配慮の提供との関係

カニューレをのどに装着している X1 に必要となる配慮は、本判決によると、気管内にたまるたん等を 30 分から 2、3 時間に 1 回程度除去すること、えん下障害による誤えんを避けるため、水分にとろみをつけることである。特にたん等の吸引は、医療行為（診療の補助）に当たるので、本判決当時は看護師しか行うことができなかった（現在では、介護の業務に従事する者は、喀痰吸引等研修を修了して認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合には、たん等の吸引を行うことができる。社会福祉士及び介護福祉士法附則 3 条）。本判決は、X1 の精神面・運動面の発達状況と X1 自身が吸引行為を行うことができたことを考え合わせると、看護師が X1 の世話に付きっきりになる必要があったとはいえず、看護師にとって過大な手間となるとまではいえないとしている。

本判決では、X1 の成長に伴い障害が改善しており、自分自身で吸引行為ができるまでになったことに留意する必要がある。いずれにせよ、本判決によれば、障害者差別解消法施行後において、保育所入所の申込みに際して障害児の親からたん等の吸引が必要であるとの意思の表明があった場合に、障害児に必要となる配慮の内容と保育所による配慮の提供可能性を検討せずに保育所入所を不承諾とすることは、不当な差別的取扱いのみならず合理的配慮の不提供にも当たる可能性がある。



6. 肢体不自由者が就学すべき中学校として公立中学校を仮に指定することを求めた申立てが認められた事例

奈良地方裁判所平成 21 年 6 月 26 日決定

(賃金と社会保障 1504 号 47 頁、判例地方自治 328 号 21 頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (申立人) は、A と B の長女であり、C 町に居住している。A と B は、X の保護者である (以下、「保護者ら」という)。Y (相手方) は、D 中学校を設置している C 町である。Y には、C 町教育委員会が設置されている。D 中学校は、C 町が設置する唯一の中学校である。

低体重児として出生した X は、脳性麻痺による四肢機能の障害を有し、身体障害者手帳の交付を受けている。同手帳によれば、X は、脳原性運動機能障害移動機能障害 1 級と脳原性運動機能障害両上肢機能障害 1 級により、身体障害者等級表による級別 1 級と認定されている。X は、車いすを利用して生活している。

2 X の D 中学校への就学不許可に至る経緯

保護者らは、X を C 町立 E 小学校に入学させたいと考え、C 町教育委員会にその旨伝え、X は、平成 15 年 4 月、同校に入学した。同校は、X の入学前にスロープや多目的トイレなどを設置した。また、X のために特別支援学級が置かれたほか、Y の予算で介助員 1 日当たり 2 名が雇用された。X は、同校での 6 年間、特別支援学級の担任教員の補助を受けながら、教室移動が必要な科目も含めてすべての授業を普通学級の児童らと共に受けた。X は、学年が上がるにつれ、課題やテストを他の児童らと同じ時間内で行うことができるようになった。X の登下校の際は、B が車で送迎し、校内と校外学習での移動は、介助員が車いすを押し、階段の昇降は、X を車いすに乗せたまま、介助員 2 名がそれぞれ車いすの両側を持ち上げ、教員が後ろを支える方法で行っていた。X は、平成 21 年 3 月、E 小学校を卒業した。

保護者らは、E 小学校卒業後も、X を地元の D 中学校に就学させたいと考えていた。C 町教育委員会は、X について、学校教育法施行令旧 5 条 1 項 1 号の肢体不自由者に当たると判断した上、同項 2 号の「その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者」（以下、「認定就学者」）には該当しないと判断し、平成 21 年 3 月、F 県教育委員会に対し、X を特別支援学校に就学させるべき旨を通知した。その後も、保護者らは、C 町教育委員会に対し、X を D 中学校に就学させたいとの希望を伝えていた。しかし、F 県教育委員会は、平成 21 年 4 月、X を就学させるべき特別支援学校として G 養護学校を指定した上、A に対し、就学通知書を送付して同校の入学期日を通知すると同時に、同校校長と C 町教育委員会に対し、X の入学期日を通知した。

3 請求の内容

D 中学校への就学を強く希望する X は、平成 21 年 4 月、Y に対し、X が肢体不自由者には当たるが、認定就学者に該当するとして、C 町教育委員会が、X の保護者に対し、X の就学すべき中学校として D 中学校を指定することの義務付けを求める訴え（以下、「本案訴訟」）を提起するとともに、X の就学すべき中学校として D 中学校を仮に指定するよう仮の義務付けの申立て（行政事件訴訟法 37 条の 5）を求めた。

【 決 定 の 要 旨 】

1 X が認定就学者に該当するか

(1) 本件指定に係る裁量権の考え方（逸脱・濫用の該当性判断）

「本案訴訟における義務付けの対象であり、本件申立てにおける仮の義務付けの対象は、C 町教育委員会が、X の保護者に対し、X の就学すべき中学校として D 中学校を指定する行為（以下「本件指定」という。）である。」「そこで、C 町教育委員会が本件指定をしないことがその裁量権の範囲を超え又はその濫用となると認められるか否かにつき検討する。」

「当該市町村の教育委員会が、視覚障害者等の就学すべき中学校として当該市町村の設置する中学校を指定する行為には、当該生徒が認定就学者に該当するとの判断が含まれる。」「当該生徒が認定就学者に該当するか否かの判断については、当該市町村の教育委員会に一定限度の裁量の余地が認められるものの、当該生徒及び保護者の意向、当該市町村の設置す

る中学校の施設や設備の整備状況、指導面で専門性の高い教員が配置されているか否か、当該生徒の障害の内容、程度等に応じた安全上の配慮や適切な指導の必要性の有無・程度などを総合考慮した上で当該生徒を当該市町村の設置する中学校に就学させることが、障害のある生徒等一人一人の教育上のニーズに応じた適切な教育を実施するという観点から相当といえるか否かを慎重に検討しなければならず、その判断が、事実に対する評価が合理性を欠くなど著しく妥当性を欠き、特別支援教育の理念を没却するような場合には、その裁量権を逸脱又は濫用したものとして違法であるというべきである。」

(2) D 中学校の施設・設備と教員の状況

「そこで、本件について検討するに、まず、……X 及び保護者らは、D 中学校への就学を強く希望している。」

「次に、Y は、D 中学校の施設、設備等は X の教育には極めて不適切である旨主張する。確かに、D 中学校は山間部に位置するため、校舎等には階段や段差が多く、直ちにエレベーターを設置するための財政的な措置をとることも困難である事情は認められる。」「しかしながら、……C 町は、平成 21 年度一般会計予算に日々雇用職員賃金（長期）を計上しているのであるから、早急に介助員を雇用し、E 小学校に通学していたときと同様、X の移動を介助させることは可能と考えられる。また、校舎 1 階の障害者用トイレのほか 2 階ないし 4 階の手すり付き洋式トイレでの排泄も可能である。」

「さらに、Y は、D 中学校は E 小学校よりも階数が多く、グラウンドは離れた場所にあるなどの構造上の差異に加え、中学校では科目ごとの教室の移動も増え、成長期に入った X の体重も増加するから、移動（特に階段の昇降）の際の介助に伴う危険は E 小学校に就学していたときとは比較にならないほど大きい旨主張する。」「しかし、そもそも X が教室等を移動する際、他の生徒らと同じ経路を通る必要性はなく、階段や段差を回避して移動する方法も考えられる上、現在、1 年生の教室が 4 階にあることに固執する必要性も認められない。D 中学校は生徒数も 199 名と多くはなく、各学年の教室を変更することが不可能又は著しく困難であるとまでは認め難い。このように、階段の昇降や段差の通行を回避ないし軽減する方策が考え得ることに加えて、X の平成 21 年 3 月当時の体重は約 33kg であり、平均的な女子の中学校 3 年間における体重の増加率に照らしても、中学校卒業時まで移動の介助が著しく困難になるほどの体重増加があるとまでは考えられない。これらの事情を総合すれば、現状の設備を前提としても、X の就学は可能である。」

「また、Y は、D 中学校には、肢体不自由者を適切に指導するための専門性の高い教員が配置されていない旨主張するが、この点についても、X のための特別支援学級の設置、それに伴う教員の加配、特別支援教育支援員……等による対応が考えられる上、本来、個々の教員に

は、……特別支援教育の理念にかんがみ、特別支援教育に関する専門性の向上が求められているのであるから、肢体不自由者を受け入れた経験がないということが、教員の配置に欠けることの理由とはならないというべきである。しかも、Xには、……知的障害や精神疾患等は認められず、学力面での専門的な指導力までは必要とはされず、教員による補助が必要であるのは、専ら四肢機能を補うことに尽きるのであって、現在在勤のD中学校の教員らによっても対応可能であるということができる。」

「さらに、Yは、Xが適切な教育を受けるためには、施設、設備面や教員の配置等に照らし、G養護学校こそがふさわしい旨主張する。」「確かに、G養護学校の施設全体がバリアフリー化され、視覚障害者等を適切に指導するための専門性の高い教員が配置されていることは認められるが、X及び保護者らは、E小学校での経験をふまえ、中学校においても、普通学級で共に学ぶことで更に障害を克服し、心身共に成長し、身体機能や学力を向上させたいと希望しているのであり、G養護学校の規模やカリキュラム等に照らすと、同校に就学することがXの教育上のニーズに応じた適切な教育を実施するという観点から相当であるとは断じ難い。」

(3) Xの認定修学者の該当性判断

「以上を総合すれば、Xの就学すべき学校については、D中学校を指定することが、教育上のニーズに応じた適切な教育を実施するために最もふさわしいということができ、同校の施設等や教員の配置に関する上記の事情にかんがみれば、その障害の状態に照らして、当該市町村の設置する中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると十分に認められる。C町教育委員会は、結局のところ、D中学校の現状の施設、設備及び教員の配置に固執したまま、現状においてとりうる手段や改善の余地等を検討することなく、Xの障害の状態に照らして、同校において適切な教育を受けることができる特別の事情があるとは認められないと判断したものである。」「Xが認定就学者に該当するか否かにつき、慎重に判断したとは認め難く、著しく妥当性を欠き、特別支援教育の理念を没却するものとして、その裁量権を逸脱又は濫用したものである」というべきである。」

「Yの主張は、いずれも抽象的な危険のおそれをいうにすぎず、近年の障害のある生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという特別支援教育の理念に反するものといわざるを得ず、採用することができない。すなわち、認定就学者の該当性の判断に当たっては、生徒自身が何かできないかとの観点のみから判断するのではなく、どのような能力が残され、何ができるのかとの観点から将来の可能性を信じ、生徒及び保護者の意向を踏まえて判断するのが、教育一般の、また、特別支援教育の理念に沿うものであるというべきであるからである。」

「そうすると、Xが認定就学者に該当しないと判断し、本件指定を行わなかった判断は、著しく妥当性を欠き、特別支援教育の理念を没却するといわなければならない。」

2 結論

「上記によれば、C 町教育委員会は、学校教育法施行令 6 条の 3 第 1 項 2 項に規定する場合に準じ、X の就学すべき中学校として D 中学校を指定しなければならず、同教育委員会が本件指定をしないことは、その裁量権を逸脱又は濫用したもものとして違法といわざるを得ない。」

したがって、本件申立ては、行政事件訴訟法 37 条の 5 第 1 項にいう「本案について理由があるとみえるとき」の要件を満たす。

【 解説 】

1 本決定の意義

本決定は、市町村の教育委員会が肢体不自由者である X が就学すべき中学校として公立中学校を指定しないことが違法であるとして、公立中学校への就学を仮に義務付けるよう求める X の申立てを認容した事例である。本決定は、障害者差別解消法制定前の事例であるものの、障害者差別解消法 7 条が禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を判断する際の参考になるう。

2 不当な差別的取扱いとの関係

本決定では、X が就学すべき中学校として D 中学校を指定しないという Y の判断が不当な差別的取扱いに当たるかどうかは争われていない。しかし、肢体不自由者の障害の状態に照らして、市町村の設置する中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者に該当しないとして、肢体不自由者が就学すべき中学校として公立中学校を指定しないという教育委員会の判断は、肢体不自由者に肢体不自由のない者と比べて通常学級での教育サービスの利用拒否という効果をもたらすので、現在では、障害者差別解消法 7 条 1 項が禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いに当たる可能性がある。

なお、認定就学者制度は、本決定後、認定特別支援学校就学者制度に改められた。すなわち、市町村の教育委員会は、肢体不自由者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、認定特別支援学校に就

学させることが適当であると認める者に該当しない限り、肢体不自由者が就学すべき中学校として公立中学校を指定することになっている（学校教育法施行令 5 条 1 項）。

本決定は、決定の要旨 1（1）の通り、肢体不自由者を公立中学校に就学させることが、肢体不自由者 1 人 1 人の教育上のニーズに応じた適切な教育を実施するという観点から相当といえるか否かを慎重に検討し、肢体不自由者が市町村の設置する中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める認定就学者に該当しないという教育委員会の判断が、事実に対する評価が合理性を欠くなど著しく妥当性を欠き、特別支援教育の理念を没却するような場合には、違法であるとしている。

その上で、本決定は、決定の要旨 1（2）の通り、X と保護者らが D 中学校への就学を強く希望している一方で、D 中学校の施設や設備を前提としても、C 町と D 中学校は介助員の雇用と階段の昇降や段差の通行を回避・軽減する方策などによって対応でき、教員による補助が必要なのは X の肢体不自由を補うことなので、現在在勤の D 中学校の教員でも対応できるとして、X が D 中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認められるので、X が就学すべき中学校として D 中学校を指定しないという Y の判断は違法であるとしている。

本決定は、「正当な理由」や「合理的な理由」といった表現を用いていないものの、教育委員会が肢体不自由者の就学すべき中学校として公立中学校を指定しないことが不当な差別的取扱いに当たるかどうかを判断するに際して参考になるう。

3 合理的配慮の提供との関係

本決定では、Y が X の D 中学校への就学を可能にする変更・調整を行わないことが合理的配慮の不提供に当たるかどうかは争われていない。しかし、本決定によれば、障害者差別解消法施行後において、肢体不自由者や保護者から肢体不自由者の公立中学校への就学を可能にする変更・調整を必要としている旨の意思の表明があった場合に、市町村の教育委員会が、現状の施設・設備と教員の配置に固執したまま、現状においてとりうる手段や改善の余地を検討することなく、肢体不自由者が就学すべき中学校として公立中学校を指定しないことは、行政機関等による不当な差別的取扱いのみならず合理的配慮の不提供にも当たる可能性がある。もっとも、教員の加配や施設のバリアフリー化それ自体は、通常、「合理的配慮の提供」ではなく「環境の整備」（障害者差別解消法 5 条）と位置付けられる点に留意が必要である。

本決定は、D 中学校の施設・設備と教員の配置を前提としても、X の D 中学校への就学を可能にする変更・調整はできると判断している。その背後には、決定の要旨 1（3）で示されているとおり、肢体不自由者にどのような能力があり、何ができるのかという積極的な観点から将来の可

能性を信じて肢体不自由者の就学可能性を判断するという特別支援教育の理念があると思われる。



7. 公立中学校の特別支援学級への入級と在級の継続などが違法な差別的取扱いに当たらないとされた事例

富山地方裁判所平成 28 年 9 月 21 日判決
(判例集未登載 (LEX/DB 文献番号 25544179))

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (原告) は、軽度の知的障害や自閉症を有しており、小学校 1 年生の頃から特別支援学級に入級していた。Y (被告) は、A 町立 A 西中学校 (以下、「本件中学校」) を管理・運営する A 町である。本件中学校における平成 19 年度と平成 20 年度の校長は B (以下、B 校長) であり、平成 21 年度の校長は C (以下、C 校長) である。

2 X の特別支援学級への入級と在級の継続

X は、平成 19 年 4 月、B 校長の入級処分 (以下、「本件入級処分」) により特別支援学級に入級した。本件入級処分は、本件中学校に設置された校内の就学指導委員会 (以下、「本件校内就学指導委員会」) が、小学校の教諭との連絡会の結果報告を受けて、知能検査等の結果、コミュニケーション等に関する適応機能の状態、知的障害等の障害の程度、家庭環境及び家族構成、X の学習面・生活面・健康面の各状態、相談支援専門員に対する相談状況等を総合的に検討し、X を特別支援学級に入級させるのが相当であると判断したことに基づいている。

X は、平成 22 年 3 月に本件中学校を卒業するまでの間、本件中学校の特別支援学級に在級していた。X の在学期間中、A 町教育委員会に設置された A 町心身障害児就学指導委員会 (以下、「本件教育委内就学指導委員会」) による検討会が毎年度当たり 4 回開催されており、本件中学校による就学指導の検証がされていた。この検討結果に基づき、本件中学校の校長は、X の特別支援学級在級を継続させることにした。

3 請求の内容

Xは、Yに対して、本件中学校の校長がXを本件中学校の特別支援学級に入級させ、卒業時まで在級させたことは、憲法14条1項が禁止する違法な差別的取扱いに当たる、本件中学校の校長が普通学級の生徒と特別支援学級の生徒との間で教材の配付などについて異なる取扱いをしたことは、違法な差別的取扱いに当たる、本件中学校の校長が平成21年度に教育計画を変更し、教諭の配置が各教科2名ずつから1名ずつになり、指導を受けられる時間が半分になったことは、裁量の逸脱・濫用に当たると主張して、国家賠償請求（国家賠償法1条1項）として、慰謝料の支払を求めた。

【判旨】

1 特別支援学級への入級と在級の継続が違法な差別的取扱いに当たるか

普通学級と特別支援学級のいずれに入級させるかを決定する処分は、学校教育法37条4項およびこれを準用する49条を根拠として、校務をつかさどる校長の権限に属すると認めるのが相当である。「そして、上記入級処分は、個々の子どもの心身の発達にとっていずれの学級に入級させることが最も適切といえるかという観点からされるべきであり、そのためには、教育的見地、科学的、医学的見地等、種々の専門的観点から諸般の事情を総合的に検討することが必要である。このような入級処分の性質に鑑みれば、同処分は校務をつかさどり、教育の専門家である校長の広範な裁量に委ねられていると解するのが相当である。」

「もっとも、憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、同条項は事柄の性質に応じた合理的根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いを禁止する趣旨と解され……、かかる趣旨に照らせば、裁量権を考慮してもなお当該差別的取扱いに合理的根拠が認められないなど、当該処分が裁量権の限界を超えている場合には合理的理由のない差別として、憲法14条1項に違反するものと解するのが相当である。」

「B校長は、合理的根拠の存する本件校内就学指導委員会の専門的検討判断を踏まえ、Xの障害等の程度、同人の本件小学校における学習状況等を含めた種々の事情を勘案した上で、本件入級処分をしたものといえ、当該処分は合理的根拠に基づくものと認められる。」「したがって、本件入級処分はB校長の裁量権の限界を超えたものとはいえない。」

また、「Xについては、本件中学校に在学している間、本件教育委内就学指導委員会において、特別支援学級に在級させる必要性について、継続的に、教育的、科学的、医学的の見地等、種々の専門的観点からの検証がなされていたことが認められ、本件教育委内就学指導委員会の構成員に關係行政機関の教職員、行政機関の職員、学識経験者、医師等、医学の専門家や本件中学校外の者が含まれ、客観的中立の見地からの判断を期待し得ることをも考慮すれば、本件教育委内就学指導委員会における上記検討結果は合理的なものといえ、これに基づいてXについてされた特別支援学級在級継続の判断も合理的なものであったと評価することができる。」

「以上のとおり、本件中学校の校長のしたXの特別支援学級在級継続の判断については裁量の逸脱又は濫用を認めることはできない。」

2 普通学級の生徒と特別支援学級の生徒との間で教材の配布などについて異なる取扱いをしたことが違法な差別的取扱いに当たるか

「学校教育における教育内容、方法の決定は、全体としての教育的効果等を総合考慮してされるべきものであり、特に、特別支援学級に入級している子どもについては、当該子どもの心身の発達状況等を踏まえた上で、個別的に、発達進度に合わせ、慎重かつ適切にすることが必要であるといえる。このような教育内容等の決定の性質に照らせば、同決定は教育の専門家である校長や教諭の広範な裁量に委ねられるべきであり、特別支援学級に在級する生徒と普通学級に在級する生徒との間で生じる教育内容等に係る差別的取扱いは、校長や教諭の裁量権を考慮してもなお当該差別的取扱いに合理的根拠が認められないなど、当該差別的取扱いが裁量権の限界を超えていると認められる場合に限り、合理的理由のない差別として、憲法14条1項に違反するものと解するのが相当である。」

Xは、父が普通学級の生徒と同じ時期に学習用教材プリントを配付するよう求めていたにもかかわらず、本件中学校の校長と教諭が同プリントの配付時期を早めなかったことは、Xに対する違法な差別的取扱いに当たると主張する。しかし、特別支援「学級在級生徒は教育上特別の支援を必要とするものであり、普通学級に在籍する生徒とは発達進度に差異が生じることはあり得ることであり、学習用教材プリントの配付についても、その効果的な活用という観点から、その時期を異にすることが必要となるものであって、同プリントの配付時期を普通学級の生徒と特別支援学級の生徒とで別異にすることは、それ自体をもって違法な差別的取扱いとみることはできない。」

Xは、担当教諭が普通学級と同じ進路に関する授業をXに受けさせなかったことがXに対する違法な差別的取扱いに当たると主張する。「しかし、……進路に関する指導方法については教

論らに広範な裁量が認められること、及び特別支援学級においては特に個々の生徒の発達状況等を踏まえた個別的な配慮が必要であること、……Xの当時の担任であったh教諭がX及びXの親からXの進路希望を聴取していたことが認められることに照らせば、Xに普通学級在級の生徒に対するのと同じ進路に関する授業を受けさせなかったことをもって、直ちに合理的理由のない差別的取扱いとみることはできない。」

3 校長が教育計画を変更したことが裁量の逸脱・濫用に当たるか

「校長は、校務をつかさどる立場にあり、学校の仕事全体を掌握し、処理する権限を有し、教育計画の立案及び遂行は校長の広範な裁量に委ねられる。」「したがって、校長による教育計画の立案及び遂行は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したもものとして違法となると解するのが相当である。」

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令1条は、同法3条1項ただし書きの規定に基づく複式学級（複数学年の児童生徒をもって編成される学級）の編制について、「小学校又は中学校の特別支援学級に編制する2以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が8人以下である場合は、当該児童又は生徒らによって学級を編制する旨規定している。」「本件中学校における特別支援学級に入級している生徒の数は、Xの本件中学校在籍中、8名以下であり、同法施行令1条の定める複式学級の編制人数を超えるものではなかったから、本件中学校の特別支援学級において複式学級を採用したことは適法なものであったといえる。」

「複式学級は、複数学年の児童生徒をもって編成される学級であり、学年毎に教える内容が異なることからすれば、同学級においては、教科の担当が1人の教諭であれば、制度上、生徒に対して直接指導する時間と自習の時間とを組み合わせた授業の実施が予定されているものといえ、複式学級制の採用自体を適法とする以上、かかる授業の実施は違法とはならないと解するのが相当である。」

Xは、Xが中学2年生であった平成20年度も複式学級であったものの、各教科2名ずつ教諭が配置され、各教諭により直接的指導が実現できていたのであるから、C校長の平成21年度の教育計画の変更（以下、「本件変更」）により1教科の教諭を1名とし、直接指導する時間を半分にしたことは、裁量の逸脱または濫用に当たると主張する。

「しかし、学内における教諭の配置は、校長の担う校務に含まれると解され、学校教育法 37 条 4 項及びこれを準用する 49 条により C 校長の権限に属するといえる。そして教諭の配置は、教諭の人数の制約、他の学級への配分との兼ね合い等を考慮した上で決せられる高度に専門的な事項といえ、校長の広範な裁量に委ねられるべきものといえるから、1 教科につき 2 名の教諭を配置することが望ましいとはいえ、上記生徒数の在級状況の下でこれを減じることは著しく妥当性を欠くものということはない。」

したがって、本件変更裁量の逸脱または濫用は認められない。

【 解説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、公立中学校の校長が X を特別支援学級に入級させ、在級させたこと、普通学級の生徒と特別支援学級の生徒との間で教材の配布などで異なる取り扱いをしたことが違法な差別的取扱いに当たらないなどとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づく X の慰謝料請求を棄却した事例である。本判決は、障害者差別解消法制定前の事例なので、憲法 14 条 1 項に基づいて差別的取扱いの違法性を判断しているものの、障害者差別解消法 7 条 1 項が禁止する行政機関等による不当な差別的取扱いの判断に際して参考になる。

2 不当な差別的取扱いとの関係

本判決は、判旨 1 の通り、校長が子どもを特別支援学級に入級させることは教育の専門家である校長の広い裁量に委ねられるとした上で、障害のない子どもとの差別的取扱いに「合理的根拠」がない場合に、校長の裁量権の限界を超え違法な差別的取扱いに当たるとしている。具体的な当てはめでは、X を特別支援学級に入学させたことに合理的根拠があったことは、B 校長が本件校内就学指導委員会を設置してそこでの専門的検討を踏まえつつ、障害の程度や小学校の学習状況など個々の事情を勘案して判断したことによって正当化されている。また、B 校長と C 校長が X を特別支援学級に在級させたことに合理的根拠があったことは、本件教育委内就学指導委員会において在級の必要性が専門的観点から継続的に検証されていたことによって正当化されている。したがって、本判決は、X の特別支援学級への入級と在級の継続に合理的根拠があったかどうかを、本件中学校の校長による入級と在級継続の判断に手続面で問題がなかったかどうかによって判断している。

本判決は、判旨 2 の通り、普通学級の生徒と特別支援学級の生徒との間の教育内容に係る差別的取扱いについても、教育内容の決定はその性質上校長や教諭の広い裁量に委ねられるとした上で、差別的取扱いに「合理的根拠」がない場合には、校長の裁量権の限界を超え違法な差別的取扱いに当たるとしている。具体的な当てはめでは、教材の配布時期が異なることは、特別支援学級の生徒が教育上特別の支援を必要とし、普通学級の生徒と発達進度に差異が生じることによって正当化されている。したがって、本判決は、教育内容に係る差別的取扱いに合理的根拠があったかどうかを、教育上特別の支援が必要かどうかによって判断している。そうすると、校長による特別支援学級への入級と在級継続の判断に合理的根拠があれば、原則として教育内容の差別的取扱いにも合理的根拠はある、ということになる。

本判決のような事例は、障害者差別解消法施行後においては、障害者差別解消法 7 条 1 項に基づいて差別的取扱いに違法性があるかどうかによって判断されうる。憲法に基づく違法性判断と障害者差別解消法に基づく違法性判断で裁量の広狭に違いが生じうるのかという問題は残るものの、本判決にいう「合理的根拠」を「正当な理由」に読み替えれば、本判決の判断は、障害者差別解消法施行後において、公立学校の校長が障害者を特別支援学級に入級させ、在級させることなどが不当な差別的取扱いに当たるかどうかを判断するに際して参考になる。

3 合理的配慮の提供との関係

判旨 3 で紹介した、本件中学校の校長が教育計画の変更によって特別支援学級に配置する教諭を減少したことそれ自体は、障害者差別解消法 7 条 2 項が禁止する合理的配慮の不提供に当たらないと思われる。しかし、仮に教育計画の変更時に障害者やその親から 1 教科につき 2 名の教諭の配置を必要としているとの意思の表明があった場合には、校長は環境の整備として教諭の加配措置やその代替措置の検討を行うことが望まれる。